

多少精密に豫知し得る制度の實施を必要とするが故に東方に於ける徵稅法の缺點を匡正して適度なる租稅を課するは比較的容易なれども徵稅額の不精确を忍ぶは甚だ難しとする所なり殊に忘納者の財產を政府に沒收する制度を全然採用せざるは、彼に取りて不可能の事に屬す(但し此制度は未開なる東方住民に取りて全然新奇なるものなり)。されど嚴密なる歎人の徵稅法も東方諸國に在りては多少緩和せられたり例へば埃及に於ても忘納者處分法の發布以來既に幾多の歲月を経たれども、今猶東方に於ける徵稅制度の長所を保存し、地租の年額を確定せるに拘らず、水の供給を得ざりし土地の所有者には特に納稅を免除するを常とせり。スーザンに於ては此方針を一層確實にして、次の如き規定を設けたり曰く「地租忘納者の處分を要するものゝ内にて、忘納の原因が天災に基き、且つ納稅を免れざれば其生業を維持する能はざる者あらば、州長官は之を總督に具申して、彼の爲めに納稅の免除を求むるを得べし」と。尙忘納者の財產を沒收する場合にも戸主並に家族の衣服、生業の道具、耕作に使用する家畜の類は之を差押へざる規定なり。惟人に忘納者處分法の規定を遵謹せる者の中には、其方法の

稍、眞難に過ぐるを非難する者あらんも、立法者が萬已むを得ざる場合の外、財產の沒收を避けんとしたる苦心は明かに之を看取するならん。

次に余は交通の發達に就きて一首せんと欲す。余は誠に埃及が巨額の負債によりて破滅の危機に瀕するに當り、大陸にも新國債を募りて此悲境を脱せしことを述べり。スーザンの財政を一時殆ど絶望の城に陥らしめたる原因は、埃及を破産に瀕せしめたる原因と一樣ならざれども、之に對して探るべき善後策は兩者共軌を一にし、先づ資本を投じて經濟上の發展を促すに在りき、而してスーザンの地が茫茫たる沙漠に依りて開化せる地方より隔離せる事を思へば、最大の急務が鐵道を敷設して文明社會との距離を短縮するに在ること明かなりき。さればオムダーマンに於ける砲聲の絶ゆると同時に、當時アトハラまで開通せるナイル鐵道をハーツームの對岸なるハルマヤに延長せんが爲めの工事を開始せり。されどスーザンの對外貿易の關門が紅海の沿岸ならざるべからざるは自然の形勢なれば、此海濱に適當なる港灣を擇びて新に貿易港を開く必要を生じ、種の地點を比較して利害を研究せし結果、スアヤンを北に離ること極からざ

る良港を以て之に充て、スークダム港と命名せり。此港とナイルの上流とを連結せしむる鐵道は、一九〇六年一月に至りて竣工し、該港の工事は現に進行中なり。

スークダムの行政に就きて尙一言を要するものは、奴隸制度廢止に関する成績なりとす。

現時のスークダムに於ては、不運の亞利比亞人が志に黒人を捕獲し得ること勿論なれども、而もアビシニアとの國境を初めとし、其他諸方の黒人が此地を窓を窓ることは必ずしも絶無にあらず。スークダムに於ける奴隸制度廢止局に長たるマクマードー大尉より最近に達したる報告の一節に曰く、「スークダムに於ける奴隸制度の廃除は已に着々其功を奏し、將來之を全滅し得る見込確實なり」と言ふを憚からず。されど何事にても歎世紀に爛る風習を一朝にして廢止するが如きは實際不可能の事なれば、奴隸制度も奴隸商人に不斷の抑壓を加ふることに依りて、漸次に之を絶滅するの外なし」と。

尙スークダムに於ける奴隸所有の賃償に就ては、ヤーレ・ナルド・ヴァイングートの今より二年前に記せる所次の如し。曰く、「奴隸の境遇を脱したる者の利益を保護する好都合なるべくを以て、此點に就いても將來を樂觀して可なるべし」と。

斯くの如くにしてスークダムは精神的並に物質的進歩の道程に上れり、而して當局者の指置其宜しさを得ば此地は年と共に其繁榮を加んべきなり。

第六十一章 結論

本著の約言——イスメール時代以來の變化——英人改革者——埃及人中の協力者——
一改革の確實。

以上章を追ひて埃及並にスーザンに於ける政治上の改革に就きて略述せり。但し説明は甚だ不完全なりしのみならず、中には多少重要なる改革にして、全く言及せざりし者もなきにあらず。殊に幾多の官吏が各自の活動範圍に於て改革に貢献したる功績に就きては述ぶべくして竟に其機を得きりしもの甚だ多しがれと此不完全なる約説と雖、今日までの事業の一般を明かにするに於て、多大の遺憾なきを得んか。即ち上卷に於ては、(一)イスメール・バシャの奢侈と弒政とが、彼の墮落と歐人の埃及政府に対する保護とを誘致せしこと、(二)此保護が好結果を齎らさんとするに當りて、イスメールの無謀なる政策の結果、軍隊の叛亂と國民間に發生したる空想的野心とが、國內を再び混亂の情態に陥れしこと、(三)英國が遂に干渉の手を施はして此混亂を教唆に運びしことを述べたり、次に下巻に於て

は、先づ埃及の複雜なる政治制度の迷宮を讀者に案内し、進んで此迷宮内に如何なる程度まで歐洲文明を輸入し得たるかを説明せり。

試にイスメール時代に埃及を去りし者をして、再び此地に歸り來らしめば、彼は其變化の激烈なるに驚くなるべし。今や新思想は埃及住民の心中に浸潤し、一方に於て農夫は自己の権利を精査して之を主張することを學び、他方に於てバシャは自己の外にも権利を有するものあることを悟れり。筈は今も猶州廳の様に懲ることあれども、知事は最早之を農民の背に加へず。徭役制度は實際既に消滅したりと云ふを得べく、奴隸制度も亦之と共運命を齊しくす。一般人民の貧乏は著しく輕減せられ、高利貸の得意の時代は既に去れり。法律は到る處最上の権威を有し、裁判は最早金力に由りて左右せらるゝことなし。天然は其受けたる優待に對する返禮として人類に多大の恩恵を齎れ、同時に運輸交通の便も亦大に開けたり。軍隊はスーザンに於ける實戦に因りて過去の汚名を雪ぎ、兵士は軍服を以て誇とするに至れり。病人は整頓せる病院に於て看護せられ、狂人は決して野獸の如く取扱はるゝことなし。刑罰は極惡なる罪人に加へらるゝものと確決して

野蠣なる方法に依らず、最後に言ふべきは教育の普及にて、其結果は未だ明白ならざれども、兎に角重大なる事實たるを失はず。斯かる事業は主として少數の英人に依りて遂行せられしものなるが、是等の英人は本國政府若くは其代表者より直接の援助を受けずして各自の事業に其精力を傾注せり。余は本著の緒論に於て、埃及に於ける改革者を圍繞したる事情の複雜なること他に其比を見ざる旨を述べしが、實に彼等の進路には甚多の障碍物横ばり、殊に列國協同主義とバシ政治とは常に彼等の前途を妨碍せり。されど彼等は之に因りて曾に挫折せざりしのみならず、寧ろ一倍の勇を鼓して前進し、好くアンソロ・サクソン人種の一大特色を發揮せり。惟よに極きなる改革の必要を看破する一事は、他の國民も亦能く之をなし得たるべきも、之が實行は英人獨得の政治的應力に依らずんば到底不可能なりしならん。之を要するに英人は一の國民を殆ど絶望せざるべからざる政治組織の下にありて、半ば文明の城に達せしめりたり。

尙此大事業が英人に依りて成就せられたりと云ふに當り、特に附言せざるべか

らざるは甚多の埃及人が英人と力を協せ、種々の重要な任務に服したる一事なりとす。

英人並に其協力者の熟練と忍耐と刻苦との生み出したる結果は、今後久しうからずして水池に歸すべきか、天下後世は一國民を文明の途に進ましりんとしたる努力が結局失敗に終れりと宣言するに至るべきか。

余は埃及の將來に就きて豫言するを得ざれども、斯くの如き事のなからんことを望み且つ信ずる者なり。

「土耳古帝の馬蹄の印する所再び奇車を生せず」とは東方に於ける古來の傳説なるが、埃及は土耳古に臣事せしケニアーブの馬蹄に蹂躪せられ、慘害の跡今も猶認むべきものあり。されど余は將來此痕跡の全然消滅するに至るべきを信ずるのみならず、更に進みて次の如く言はんと欲す。曰く、眞の歐洲文明の様子が深く一國に其根柢を卸すに於ては、假令如何なる災禍を蒙ることもありとも、結局其教育を阻止せらるゝことなかるべし。誠にイスメーラ・バシ、並に其父祖の播きたるもののは、眞に歐洲文明の様子にあらまうしを以て、之より發生したもののは無能

の雑草と擧ぐ所なく枯死せりとも多く惜むに足らざるものなり。然るに近時播きたるものは眞文明の種子にして、時期到らば多くの実果を結ぶべきものなれば、其純全なる發育は萬人の齊しく希望すべき所なり。幸にして此種子は已に其根柢を深く土中に卸したれば、宗教的偏見も、個人的利害關係も、傳來の腐敗せる社會制度の附力も、到底此種子の發育を阻止するを得ざるべし。但し英國にして萬一自國と埃及と文明世界との爲めに盡すべき義務を擔擗するが如きことあらば、是等の有害なる諸勢力が再び其暴威を逞うするに至るなきを保せざるべし。

第七編 埃及の將來

我等の智識全からざるが爲めに、我等は運命の神を畏れて、之を天上に祭るなり。

……ケーベナリス……
レーベー……

國民の偉大なる所以は、其所有する物質にあらずして國民其者のの精神に在り。

第六十一章 埃及の將來

埃及問題最後の解決如何——占領問題——其期間——埃及の自治——セイレナーラン

——埃及人訓練の必要——財政問題の重要——開港の表示——結論。

惟ふに多くの英人は印度問題若くは埃及問題の最後の解決如何に就きて、深く考慮せしことなかるべし。殊に斯かる重大なる問題に對して進んで確乎たる答辯を與へんとする者に至りては殆ど皆無なるべし。これ一はアンダロ・サクソン人種の實行的本能に基くものにして、此本能が我等をして目前に横はる事實に唐らしめ、好奇心に驅られて遠き將來を揣摩するが如き開事業を躊躇しむるなり。余は之を以て我人種の長所と認むるものなるが、其長所たると短所たるとは別問題として、兎に角此本能は余をして右の問題に思を潜むことなからしむ。況や此問題の解決に最も重大なる意義を有する埃及人の將來が、現時に於て何あるは事實なれども、之に因りて顧るべき精神上並に政治上の結果に就きて豫言を試ひるは、未だ此時期にあらざること明かなり。

余は右の理由により、埃及の最後の成行如何に就きて豫言を試むることを選ぐるものなれども、吾人が到達せんとして努力すべき目標に關して卓見を述べることに就きては毫も之を躊躇するものにあらず。惟ふに目標として採るべきは完全なる自治か、然らずんば我帝國との合併の外なるべし。而して余自身は明かに第一の方針を可とするものなり。

余は單純なる理論上の問題としては未だ曾つて英國の埃及占領を可としたることなし。之を純粹なる英國民の利害より觀るに、バーマーストーン卿が一八五七年に發表したる意見は、今も猶動かすべからず。卓観と謂ふべし。加之余は埃及及改革の事業の中止せられざらんことを切望して已まことに拘らず、若し埃及の占領が英國の爲めに不得策ならば、單に埃及人の利益の爲めに之が繼續を要求するものにあらず。即ち諸種の改革の内にて、之を遂行せざれば撤兵後政治若くは財政に容易ならざる紛糾を醸すべしと云ふが如き重大なるものゝ外は、如何に有益なるものにても、之を實行せんが爲め特に占領を繼續せざるべからざる理由なし。吾人は唯撤兵に先ちて再び歐洲諸國に煩累を及ぼすことなき豫圖

なる政府を作れば足るなり。撤兵後の埃及政府が其基礎の安全を維持せんが爲めに探らんとする行動は、必ずしも常に吾人の意見に一致せざるべきも、吾人は之に對して左のみ考慮するの必要なし。唯必要なるは政府をして歐洲文明の一一般の要求に一致する主義の下に活動せしむるにあり、埃及を全然成行の儀に放任することゝせば、其内部の混亂如何に大なりとも、歐人が之に干渉するの必要は言ふべくして行ふべからざる愚論なり。實に歐洲諸國が圓融の教義と東方の思想とを基礎とせる政府の成立を袖手傍観し得べしとなすは、歐人の埃及國內に經營せる産業と、埃及が近時到達したる文明の程度とを知らざる者の首と云ふべし。埃及問題に關する幾多の意見中其最大なるものは、英國にして著し炎を撒して、埃及人は自己の力に依りて進まさるべからず」と宣言せば、直ちに埃及問題より脱れ得べしと云ふにあり。曾つてクランビル卿は、スーザン事件に應する此種の政策を執りしが、其結果は讀者の記憶に新なる所なり。

埃及及中立論に就きては已に第四十七章に於て詳説を加へたれども、此點は甚だ

重要なれば、茲に再び論ずる必要あり。即ち中立が如何なる事情の下にも到底埃及及問題を解決し得はざる一事は、他くまで之を明白ならしめるべからず。實に埃及に對する列國の干涉を防遏するは、毫も埃及問題の根本に觸れるものなれば、實に問題を解決し得ざるのみならず、之に對して何等の貢獻する所もなからべし。試に思へ、茲に一大建築物の火を失するありて、將に大事に至らんとするに當り、消防隊の各組が、相互間の競争と軋轢とを避けんとして、毫も焼火の事に腐らずんば、其結果は果して如何。埃及中立論は、恰も之を主張するものにて、歐洲の政治的消防團の各組が相制して、埃及文明の火災を傍観する間に、此建築物は天に冲する火煙と共に焼失し、實に埃及のみならず、埃及在住の歐人に訓るべからざる慘禍を蒙らしむるに至るべし。尚此國際的消防團體が相提携して、事に腐るの困難は余の既に説明せし所なるが、此事實は之を埃及以外の土耳其領土に對する列國協同的活動の結果に微するも、思半に過ぐるものあらん。

英國の埃及占領の繼續を外にして、埃及問題解決の途なきは、右に述べし所に因りて明かならん。されど茲に起り来る問題は、埃及政府をして我守備兵の動力を

要することなる章回なる政局たらしむる事の果して可憐なりや否やに在り。余は政治上の諱言者にあらざれば、唯自己が多年の経験より得たる結論を述べに止まるものなるが、余の見る處に據れば、斯かる政府の出現は遠々將來に於ては之を豫期し得べきも、少くとも今後數十年間は單に前途の希望として談じ得るに過ぎざるべし。従つて撤兵の事も余の本來の意向は切に其實現を欲すれども、余の冷靜なる判断力は、余をして近き将来に於て之を断行するの怖るべう結果を豫想せざるを得からしむ。即ち政治組織の紛糾新聞紙の放肆、多數住民の無智と輕率、埃及の社會を統御し其政治機關を運轉し得べう埃及人經世家の絶無、守備兵が英國政府の代表者並に埃及政府部内の英人官吏に與ふる住民、列國協同政治の無能力等を顧れば、是等の事情に著しき變化を見ざる限り、撤兵と共に埃及が再び暗雲に籠るべきば、殆ど疑を容れる所なり。夫れ現時の埃及及は我占領前の中及にあらず。若し其政體が東洋流の專制政治に復歸せば、僕らに撤兵と共に大勢は先づ之に向ふべし。久からずして革命の爆發を見るべし。斯くて政權一度所綱敗化埃及人の手に譲せば、埃及の前途は少くとも不安心極まるものとなるべく、斯くの如き情態は余の斷じて是認し得る所なり。

撤兵の時期に就きて何等確實なる見込を立て得る一事は、埃及が眞の自治に向つて進むを妨ぐるものにあらず、却つて時機宜しきを得ざる撤兵こそ、實に自治を興へざるのみならず、自治に達すべう希望をも懷抱するものなれど、試に思へ、國內の眞要なる法律が其國に於ける個人若くは政治機關に由らずして、却つて海外十六箇國の政府並に立法機關に由りて制定せらるゝ國家を、自治の國家と稱するば、果して其當を得たるものなりや。此は何人も其矛盾を認ひざる者なからん。而して埃及は、ヤシミナーレーンの規定に根本的變化を見ざる限り、到底此情態を脱し得ざるものなり。然らば如何にして此規定を根本的に變化し得べきかと言へば、余の知れる限りに於ては唯二途あるのみ。第一の方法は、埃及セ土耳其より分離して他の一國に合併せしむるにあり、但し余は之を探らず。第二の方法は、國內の重大なる問題に應じ得る國家的立法機關を建設するにあり、而して如何なる方面にも著しき損害を與へずして、之を建設し得べき唯一の手段は、埃及に於ける凡ゆる住民基督教徒も回教徒も、將來歐洲人も、亞細亞人も、阿非利加

人として、一個の政治的團體に融合せしむるにあり。之が爲めに少くとも數十年の歲月を要するは疑を容れざる所なれども、此手段に依るにあらずんば、眞の自治に到達せんとする希望は之を擇棄するの外なるべし。余は埃及よりの最後の報告に於て、個人並に國民は各、一の理想を懷くを可とする旨述べたり。されど回教徒中の愛國者が、此國の將來に對して懷く理想の如きは到底實現しえざるものなり。余が之に代へんとするものも、其實現には極度の困難を伴ふべきも、若し埃及の青年にして能く時勢を遠覗し同情ある歎人と共に忍耐と誠實とを以て此目的に邁進せば、遂には其實現の不可能にあらざるを發見するに至るべし。

尙今後政治の衝に膺る者は、埃及人を此國の政治に與り得るものとなす爲りに大に努力する所なかるべからず。埃及人の教育は過去四半世紀の間に最も著かる進歩を示したれども、今や財政の基礎鞏固となり、物質的繁榮の爲めに最も必要な急務既に果されたれば、来るべく四半世紀の間に國民教育が一層目醒まし乍進歩をなすべきは期して待つべきなり。されど玆に記憶すべきは、教育事業の發達が財政情態と平衡を保たざるべからざる一事なり。健全なる財政は國家獨立の基礎なりとば千古の金言なれば、教育制度の發達が如何に急務なりとも畢竟財政の基礎を危うせざる範圍に於て之を計らざるべからず。

最後に忘るべからざる一事は、英人と埃及人との間には、他國に於て通常治者被治者間の主要なる醜態となれる人種、宗教、言語、思想等の共通を缺くことなり。之に對して吾人は事情の許す限り、此兩者間に人爲的の鰐鏡を作り出すことを努めざるべからず。

是等の醜態中終始易はるべからざるものは、英國政府並に埃及の政治に與る英人が、埃及人に對して適當なる同情を表示することなり。從來英人の亞非利加人若くは亞弗利加人に對する態度を觀るに、其庸を得ざるもの甚多く、一方に於て之を憎むこと仇敵の如きものあると共に、他方に於ては之に對して前後の分別もなき宿目的同情を注ぐものあり。埃及人は前者の行動を憤慨し、後者の行動を嘲笑す。されば埃及の事情と埃及人の性質とを精密に研究し、之を基礎として適切なる同情を表さざるべからず。

此外埃及人の身體を保護し、又は其懷を温むることも各一の建築たるべし。右の内第一の目的は司法並に警察機關の完成に由りて之を達するを得べく、第二の目的は種々の方法に由りて之を達し得べきも、其最も有効なるは租税を輕減するにあり。されど吾人は如何なる事情の下にも、埃及人に期待するに獨立國の臣民が其仁慈なる支配者に對して懷くが如き忠誠の念を以てすべきにあらず、吾人は同情の表示又は善政の普及に由りて單に脆弱なる鍾錶を作り得るに過ぎざるなり。ナーハーバート・エドワードはベンシニアの併合後數年にして、ローレンス卿に一書を送りて曰く、「我等は何處にても愛せられず、中略、人民は初り起死回生の恩人として我等を親切し、彼等の創痍未だ癒えざる間は、常に我等を歓迎せり。然るに此人民は今や其元氣を恢復したるに當り、其恩人を邪魔物となすに至れり。惟ふに我等が彼等と宗教を異にし、共に飲食せず、且に結婚せざることは、彼等の間に起ゆべからざる障壁を築きしものゝ如し」と。

埃及に於ける現時の形勢も亦甚だ之に似たるものあり。されど一國民が他國民の尊意に對して感謝の情を示さるは、殆ど有史以來の事實なれば、埃及人が如

様に恩讐を知らずとも之を以て彼等を責むるは不當のことゝ謂ふべし。されば我等をして將來刈り得べき道徳上の收穫の何たるを顧みずして、只管我等の義務の爲めに邁進せしめよ。使徒ヨーロ我等に教へて曰く、「善をなすに徳むこと勿れ」と。

余は今筆を拙くに當り、埃及が將來永く埃及人の利益の爲めに統治せられんことを切望し、我同胞に對しては、後のファン詩人の一人なるルアリウスが羅馬に與へたる忠言を呈せんと欲す。曰く、「治者となる必ずしも羅からず、眞に治者たる資格を具ふるを以て偉なり」とす。

最近埃及下卷終

明治四十四年四月廿六日印刷

明治四十四年四月三十日發行

總經理及下卷
(第四十二回開始分)

編輯兼發行者 大日本文明協會

右代發者

磯 部 保 次
東京市京橋區南千住丁目武藏地

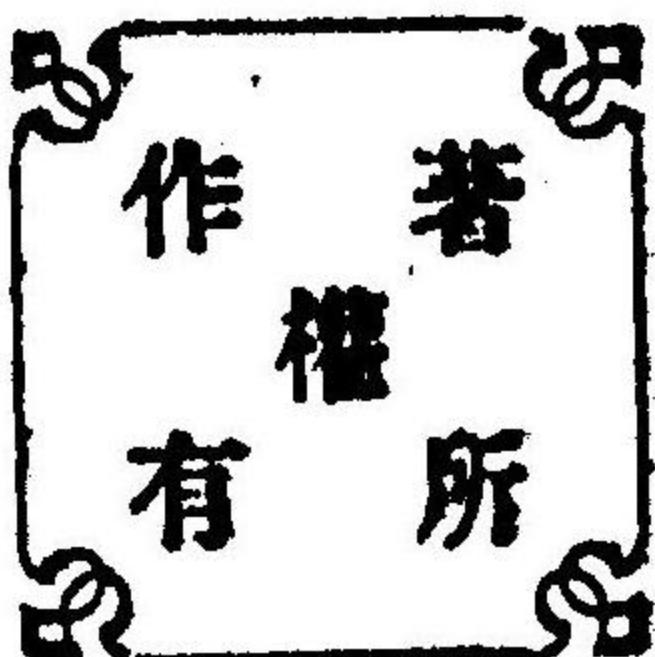
印 刷 者

結 形 功
東京市京橋區三河町一丁目十四番地

印 刷 所

九 利 印 刷 所
東京市京橋區三河町一丁目十四番地

發 行 所



電話號碼 七七八八〇二一〇
郵局名 九利印刷所

大日本文明協會

東京市京橋區南千住丁目武藏地

エト X ド

大日本文明協會役員

伯爵大

限

重

信

本會會長 本會副會長 東京帝國大學文科大學教授 東京帝國大學農科大學教授 東京帝國大學農科大學教授 東京高等師範總學校校長 東京高師師範學校校長 早稻田大學學長 早稻田大學教授 東京帝國大學文科大學教授 東京帝國大學工科大學教授 「日本及日本人」主幹 東京帝國大學文科大學教授 本會總幹主任 本會總幹主任

員
商務局長

伯
爾

文書博士
法學博士
醫學博士
哲學博士
文學博士
工學博士
地學博士
農業博士
醫學博士
文藝博士
法學博士


浙江} 杭州} 元三其并上郊高祖和石非之

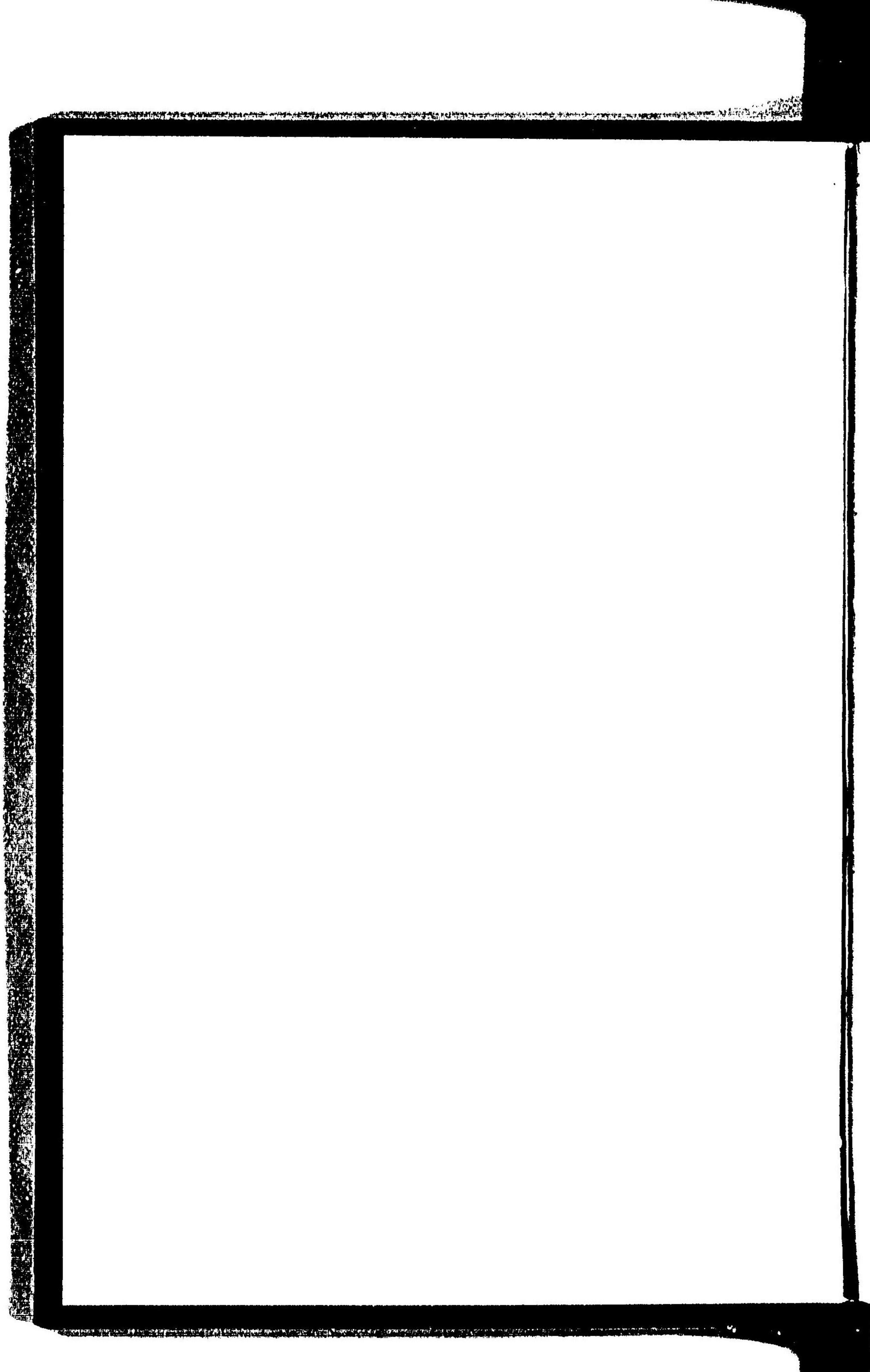
限上川田納内田野田良宅山田良輔

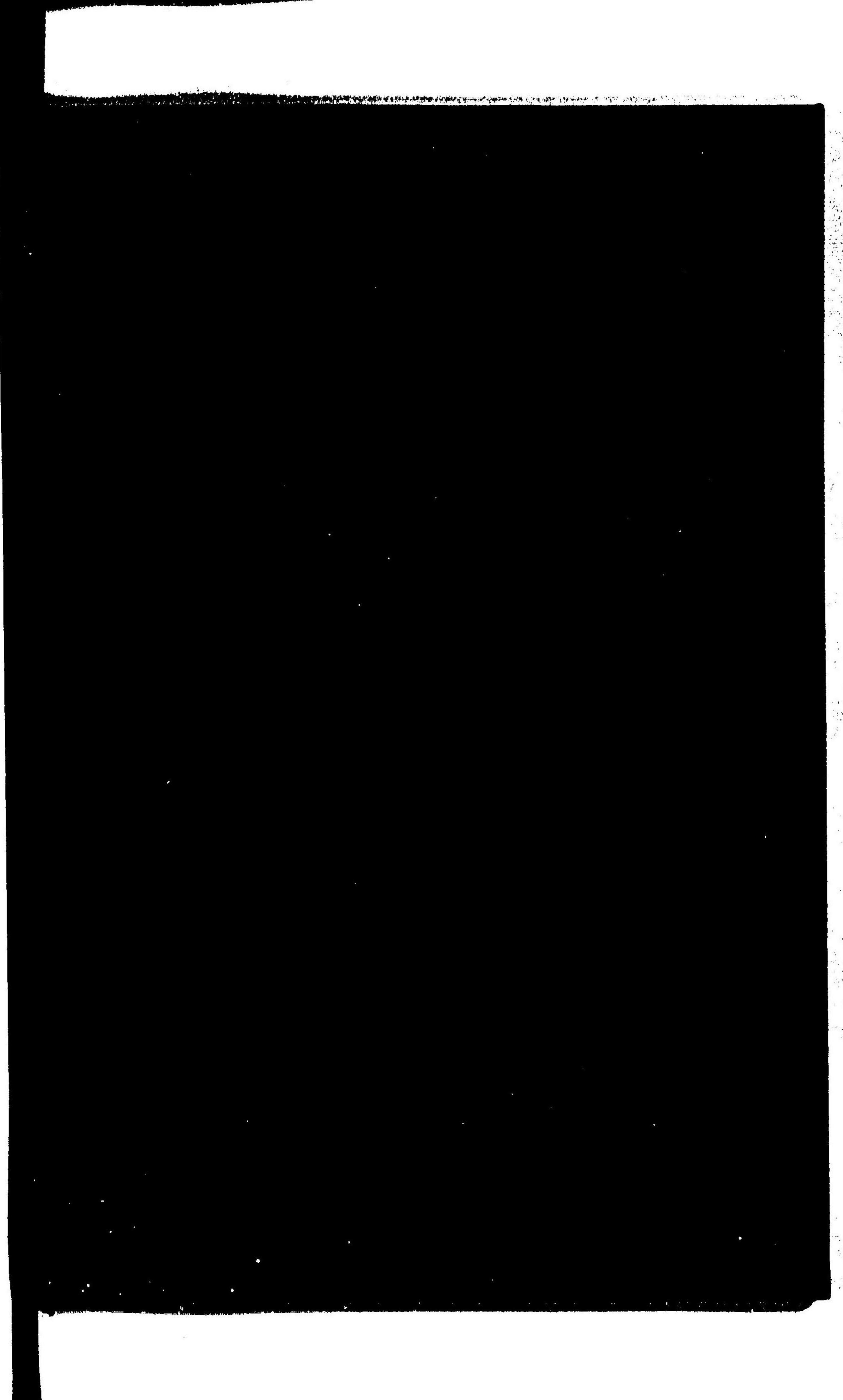
男婚女嫁，治手首舌。

重
保哲 當和 次二文和萬雄單五歲代次

大成 鲁民 郎郎二民年歲吉郎三極郎 信







78
98

